

小規模事業者持続化補助金

事業再開枠について

作成者：相模原商工会議所 経営支援課

作成日：2020.7.1

目次

- ・ 誰が申請できるの？
- ・ 何に使えるの？（概要、具体例、まとめ）
- ・ いくらもらえるの？
- ・ いつもらえるの？
- ・ 経費の遡及って？
- ・ 申請書の記載（取組計画書）について
- ・ 申請書の記載（経費明細表）について

誰が申請できるの？

小規模事業者持続化補助金〈一般型〉または〈コロナ特別対応型〉を申請する事業者が、業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組を行う場合に併せて申請可能です。

⇒事業再開枠のみの申請は行えません！

何に使えるの？（概要）

補助事業期間中に発生する、感染防止対策の取組に要する費用の支出に限られます。

経費内容

⑭消毒費用、⑮マスク費用、⑯清掃費用、⑰飛沫対策費用、⑱換気費用、⑲その他衛生管理費用、⑳PR費用

⇒用途は細かく規定されており、また感染防止対策の取組をしたという実績報告が必要となります。

何に使えるの？（具体例）

- 消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入、
消毒作業の外注、消毒液・アルコール液の購入
- マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入
- 清掃作業の外注、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入
- アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入、施工
- 換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入、施工
- クリーニングの外注、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入、
従業員指導等のための専門家活用、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・
インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入
- ポスター、チラシの外注・印刷費（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるものに限る）

（公募要領抜粋） ※下線は消耗品扱い

何に使えるの？（まとめ）

- ⇒ **「直接的なコロナ対策になるもの」のみ補助対象となります**
(前項具体例に記載のないものは補助金事務局へ直接お問い合わせください)
- ⇒ **「補助期間中に使いきれもの」のみ補助対象となります**
(使いきれなかった場合、補助対象外となります。また、消耗品は受払簿で管理する必要があります)

いくらもらえるの？

	補助率	補助額
事業再開枠	10/10	50万円 ※

※1 <一般型> <コロナ特別対応型> で採択された補助額が上限となります

※2 <コロナ特別対応型> において、特例事業者（屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、接待を伴う飲食店）については、上記とは別に補助額50万円を上乗せすることが出来ます

⇒基本的には50万円まで、特例事業者の方は公募要領記載の金額例をご確認ください。

いつもらえるの？

事業報告完了後となります。

同じタイミングで報告が必要（遅い方に合わせる）

<一般型> または
<コロナ特別対応型> + <事業再開枠>

⇒消耗品の配架等により<事業再開枠>の事業完了が遅くなることで、立替払い期間が長くなることにご注意ください。

※例外として<コロナ特別対応型>に伴う申請は、「概算払いによる即時支給（補助決定額の50%）」を受けることができます。（売上減少20%以上、所定の証明書が必要です）

経費の遡及って？

令和2年5月14日以降に購入したもので、補助対象経費に該当するものについては遡って経費計上とすることが出来ます。

⇒遡及計上についても信憑書類（領収証）が必要です。

※1取引10万円超（税抜）の支払について現金支払いは不可等ルールも同様に適用されます

申請書の記載（取組計画書）について

「何のために」「何を」「いつ」「どれくらい」といったことを簡潔に列挙することが必要です。

※ <一般型> <コロナ特別対応型> のような作り込みは不要です

加えて、購入品目が確定している場合、品番や画像・製品URL等を添付することをお勧め致します。

事業再開枠で取り組む内容

*新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組内容について記載してください。

●取組内容:

新型コロナウイルス感染症対策のため、以下のような取組を行う。

- ①店舗を休業していたことに伴い、店舗の消毒作業を業者に依頼するとともに、従業員等が使用する消毒液(2020年5月14日～補助事業期限までの分)を購入する。
- ②感染拡大防止のため、従業員等が着用するマスク(2020年5月14日～補助事業期限までの分)を購入する。
- ③従前に比べ店舗内の清掃を頻繁に行うため、従業員等が着用する手袋(2020年5月14日～補助事業期限までの分)を購入する。
- ④客席と客席間の飛沫を防止するため、透明ビニールシート(5枚)を購入する。
- ⑤店舗内の換気を円滑に行うため、新たに換気扇の購入・設置を行う。
- ⑥お客様がトイレで使用されるペーパータオル(2020年5月14日～補助事業期限までの分)を購入する。併せて、従業員の体調管理を徹底するため、体温計を購入する。
- ⑦お客様に弊社の感染防止に関する取組を周知するため、ポスターを5枚作成する。

(補助金事務局記載例抜粋)

申請書の記載（経費明細表）について

特に「消耗品」について、数量等の根拠を簡潔に列挙
することが必要です。

経費区分	内容・必要理由	経費内訳 (単価×回数)	補助対象経費 (<u>税抜</u> ・税込)
⑭消毒費用	消毒作業の外注費、 消毒液の購入費・感 染防止対策のため	消毒作業の外注：@ 150,000 消毒液の購入費：@500 ×10本(2020年6月～ 2021年3月)=5,000	155,000
⑮マスク費用	マスク購入費・感 染防止対策のため	@500(5枚入)×240セ ット=120,000 ※従業員5名×6営業 日/週×4週×10か月 =1,200枚必要	120,000
⑯清掃費用	手袋の購入費・感 染防止対策のため	@500(5枚入)×240セ ット=120,000 ※同上	120,000

(補助金事務局記載例抜粋)

最後に

簡単ではございますが小規模事業者持続化補助金における
〈事業再開枠〉についてご説明させていただきました。
最終的なご判断は事業所様に依るところではございますが、
具体例に挙げられる品目について、

「必要なものを必要な分だけ申請する」ということが
報告の手間やキャッシュフローの観点から得策かと存じます。
各回締め切り前には個別相談会のご用意もございますので、
申請の一助としていただければ幸甚です